

## こども誰でも通園制度の実施について

### 1. 制度概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部改正により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設され、令和8年度から全国的に実施されることとなったもの。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化

| 令和6年度                             | 令和7年度                                    | 令和8年度                       |
|-----------------------------------|--|-----------------------------|
| ○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業<br>・118自治体で実施 | ○ 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）<br>・自治体の判断において実施 | ○ 法律に基づく新たな給付制度<br>・全自治体で実施 |

### 2. 実施内容案

- ① 対象児童 0歳6か月～3歳未満で保育所等に通っていない児童
- ② 利用可能時間 児童一人当たり月10時間以内
- ③ 実施場所 公立保育所5カ所（帯広・緑ヶ丘・青葉・すずらん・依田）
- ④ 実施方法 余裕活用型（保育所の空き定員の枠を活用）
- ⑤ 利用方法 利用を希望する場合は、市こども課窓口であらかじめ利用登録したうえで、利用月前月に、電子申請サービス機能を利用し、受付処理を行う。
- ⑥ 利用料 児童一人1時間当たり300円（キャッシュレス決済活用）  
給食提供なし



### 3. 今後のスケジュール

- 令和8年3月 関係条例について、市議会定例会へ提案  
 令和8年4月 利用予約の受付開始  
 令和8年5月予定 事業開始